

写

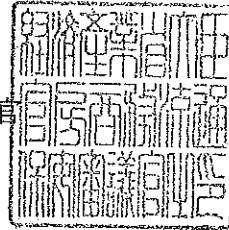
経済産業省

20150529商局第3号

平成27年5月29日

沖縄県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



液化石油ガスに係る重要施設におけるテロ対策の強化について

シリアにおける邦人殺害テロ事件など、国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、平成27年5月29日に、内閣の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）において、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」が別添のとおり取りまとめられました。

これを踏まえ、貴職におかれでは、液化石油ガス販売事業者等に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、指導をお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 液化石油ガスに係る重要施設（貯蔵施設等。以下「施設」という。）における
自主警備体制

① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施

② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視



- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡回点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1. の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

以上

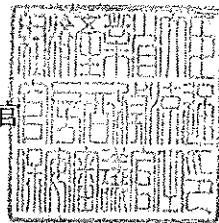
経済産業省

20150529商局第3号

平成27年5月29日

沖縄県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等に係る重要施設におけるテロ対策の強化について

シリアにおける邦人殺害テロ事件など、国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを踏まえ、平成27年5月29日に、内閣の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（本部長：内閣官房長官）において、「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」が別添のとおり取りまとめられました。

これを踏まえ、貴職におかれでは、高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等に係る重要施設を保有する各事業者に対し、下記を踏まえた必要な措置を講ずるよう、指導をお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 以下に掲げる事項について、現場で有効に機能するよう確認すること。

(1) 高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法等に係る重要施設（以下「施設」という。）における自主警備体制



- ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置等の設置及び施錠等の実施
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理
- ④ 不審者、不審物及び不審事象の兆候を早期発見するための巡回点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 安全に関する情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

(2) 連絡体制

- ① 緊急時における警察等の関係機関への連絡体制
- ② 不審者、不審物及び不審事象の兆候を発見した場合の警察等の関係機関への連絡体制

2. 上記1. の確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。

3. 高圧ガス、石油等の管理徹底等を行うこと。

- (1) テロリストに利用され得る高圧ガス、石油等（以下、「高圧ガス等」という。）を取り扱う施設においては、高圧ガス等の管理を徹底すること。
- (2) 高圧ガス等の紛失、盗難等が発覚した場合は、直ちに関係機関に連絡すること。

以上

邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について

平成27年5月29日
国際組織犯罪等・国際
テロ対策推進本部決定

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となつたといつても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、ISIL等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりISIL等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

1 情報収集・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・分析等の強化等

イスラム過激派組織の動向等の国際テロ情勢に関する情報収集を含む国際テロ対策を強化するため、外務省内に「国際テロ情報収集ユニット」を新設して、幹部級職員を配置する。同幹部級職員は、内閣官房併任とする。また、拠点となる在外公館においては、国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を配置する。

また、官邸や情報コミュニティの情報関心を踏まえた情報収集が現地で行われるようにするため、①官邸幹部、外務省や内閣情報調査室を含む関係省庁との間で定期的に各々の情報及び情報関心を共有し、焦点や優先度について集約する仕組みを構築し、②これを踏まえ、外務大臣から「国際テロ情報収集ユニット」及び各在外公館に向け情報収集の指示が発出され、③収集された情報が前述の関係省庁等に速やかに共有されることを確保する。

このほか、関係省庁は、TRT-2の即応態勢の強化、防衛駐在官や内閣情報調査室職員、警察職員、公安調査庁職員、外務省職員の中東地域等への出張・同地域所在の在外公館への派遣体制の強化、当該地域等の言語・文化等に通じた人材の採用・育成・活用等、危険地域で活動する国内企業等との

連携強化、情報収集・分析及び犯罪捜査に必要な体制及び装備資機材の強化等により、政府一丸となってイスラム過激派等に関する情報収集・分析を強化する。

また、国際ニュースのモニタリング、情報収集衛星画像情報、地理空間情報等多様な情報収集手段及び内閣情報分析官その他の専門家の知見の活用等、サイバー空間上のインテリジェンス並びにテロリストに利用され得る機材・技術等及びこれらを悪用する者に関する情報収集・分析の強化等により、全体として、在外邦人の安全確保及びテロの未然防止に資する多角的かつ隙の無い情報収集・分析を推進する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の強化

内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省は、民間専門家・企業の協力も得つつ、テロ組織関連のウェブサイト及びソーシャルネットワークサービスのモニタリングの強化等サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制及び装備資機材を強化する。

(3) オリパラ東京大会等も見据えた外国治安・情報機関との連携の強化

上記省庁を始めとする関係省庁は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、外国治安・情報機関幹部との交流の強化や、情報交換に向けた体制の強化を通じ、外国治安・情報機関との連携を強化する。

2 海外における邦人の安全の確保

(1) 海外に滞在する邦人への情報発信等の強化

外務省、警察庁及び公安調査庁を始めとする関係省庁は、在留邦人及び短期渡航者に向けたSMSによる緊急一斉通報システムの運用、短期渡航者に向けた登録システム「たびレジ」の利便性の向上・広報強化、海外安全ホームページのスマートフォンへの対応整備、国際テロ要覧ウェブ版の充実、危機管理の専門家を巡回派遣させる海外における安全対策セミナーの開催や官民合同実地訓練の実施等により、海外に滞在する邦人への情報発信、安全対策を強化する。

(2) 海外に渡航する邦人への注意喚起等の強化

外務省、経済産業省、警察庁、国土交通省及び公安調査庁を始めとする関係省庁は、民間企業の危機管理能力の向上に向けた安全対策セミナーや国際テロ情勢等に関する講演の実施、旅先での事件・事故等の発生に備える「旅行安全マネジメント」の周知徹底など、海外に渡航する邦人への注意喚起を強化する。

また、外務省は、危険地域への邦人の渡航抑制について、危険情報の積極的広報・効果的アナウンスによる周知徹底により対応する。さらに、個別具体的な事案により必要があれば旅券返納命令の適用を検討する。

(3) 海外の邦人関連施設等の警戒警備の強化

外務省は、警備員や警備資機材の増強等により、在外公館や日本人学校といった海外における邦人関連施設の警戒警備を強化する。

3 水際対策の強化

(1) 地方空港も含めた人的・物的基盤の整備・強化等による出入国管理体制の強化等

法務省は、厳しいテロ情勢や入国者の増加を踏まえ、出入国管理における地方空港も含めた速やかな人的・物的基盤の整備・強化等に努め、セカンダリ審査体制の強化、偽変造文書対策の強化等出入国管理体制の強化を図るとともに、関係省庁との連携の下、顔画像照合機能の活用の強化を検討する。

(2) 人員・検査機器等の増強等による税関の体制強化

財務省は、厳しいテロ情勢や入国者・輸入貨物の増加を踏まえ、税関における速やかな人員・検査機器等の適正配備・有効活用・増強等に努め、より深度のある検査、取締り等の実施に向けた体制強化を図る。

(3) 全ての旅客のP N Rの電子的取得の推進等／水際情報の収集分析等強化、共有の在り方の検討

法務省及び財務省は、個人情報の適切な保護・管理体制の下、全ての旅客の乗客予約記録（P N R:Passenger Name Record）のN A C C S（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的な取得を進めるとともに、取得した情報の分析・活用の高度化を図る。このため、法務省及び財務省は、その他の関係省庁と連携して、航空会社からのP N R提出を促進することに努める。その際、関係省庁は、関係諸国との連携強化を進めるとともに、必要に応じ、国際的な法的枠組み等の整備を進める。さらに、法務省、財務省、警察庁及び公安調査庁を始めとする関係省庁は、国際的な連携を進めつつ、その他の水際の取締りに関連する情報収集・分析の強化、活用の高度化を図るとともに、水際関連情報が、関係機関間において、必要に応じ、迅速かつ的確に共有される体制の在り方を検討する。

また、財務省は、国際郵便・航空貨物に係る事前情報の電子的入手・活用のため、総務省を始め関係省庁等との連携の下、国際機関への働きかけを進めつつ、パイロットプロジェクトの実施を含め、その制度・体制・システム整備等を進める。その際、総務省は、国際郵便に係る事前情報の電子的入手に向け、国際機関への働きかけを進めつつ、日本郵便株式会社の協力を求める。

(4) 空海港等に対する警戒監視・取締り活動の強化

警察庁、法務省、財務省及び海上保安庁は、空海港、船舶等に対する警戒監視・取締り活動を強化する。

4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

(1) 重要施設等に対するテロの未然防止のための警戒警備の強化

警察庁、海上保安庁、国土交通省、経済産業省及び総務省を始めとする関係省庁は、テロリストに利用され得る機材・技術等を用いた重要施設等に対するテロの未然防止を図るために、関係法令の見直し、警戒警備の在り方等について検討するとともに、こうした検討を踏まえつつ、必要な警戒警備体制を構築し、効果的な装備資機材の導入を促進していく。

(2) 不審者の的確な発見、重要施設等の警戒警備・要人警護の徹底に必要な体制等の強化

警察庁及び海上保安庁は、不審者を的確に発見し、重要施設等の警戒警備及び要人警護を徹底するために必要な体制及び装備資機材を強化する。

(3) 専門的な部隊の体制強化等によるテロ対処能力の向上

警察庁、消防庁、海上保安庁及び防衛省は、重大テロ、N B C テロ、サイバーテロ等に対処するための専門的な部隊等の体制及び装備資機材の強化等により、テロ対処能力の向上を図る。

(4) 重要インフラ等の自主警備態勢・地方公共団体の危機管理態勢の徹底等の促進

関係省庁は、公共交通機関、電気・ガス等の重要インフラ施設、大規模集客施設等における防犯カメラの設置等を含む自主警備態勢の点検・強化を促進するとともに、地方公共団体に対し、危機管理態勢の再確認及び徹底を促す。

(5) 空港における保安検査の高度化の検討／港湾における埠頭の出入り管理の強化

国土交通省は、航空保安対策の強化に向け、空港における先進的な保安検査機器の導入による保安検査の高度化を検討する。また、港湾保安対策として、国際埠頭施設において平成27年1月に本格稼働した情報システムの普及を推進し、埠頭への出入り管理を強化する。

5 官民一体となったテロ対策の推進

(1) テロリストに利用され得る物資・施設の管理者対策等の徹底／国民の協力確保の方策等の検討

関係省庁は、安全保障貿易管理のほか、化学兵器又は爆発物の原料となり得る化学物質、生物剤の原因となる病原体等のテロリストに利用され得る物質等を扱う事業者、テロリストに利用され得る宿泊施設等を営む事業者等に対する管理者対策等の一層の徹底を図るとともに、更なる民間事業者と国民の協力を確保するための方策やテロリストに利用され得る革新的な機材・技

術等を用いた攻撃への対策の在り方について検討する。

(2) テロリストによる悪用防止のための外国人コミュニティとの連携強化

警察庁は、テロリストによる悪用を防止するため、地方公共団体と協力し、外国人コミュニティとの連携を強化する。

6 テロ対策協力のための国際協力の推進

(1) 中東・アフリカ地域におけるテロ対処能力の向上支援

外務省を始めとする関係省庁は、テロリストが戦闘・訓練活動を行う地域の国境管理の強化や、対テロ法整備支援の着実な実施など、中東・アフリカ地域におけるテロ対処能力の向上を支援する。

(2) 暴力的過激主義対策支援

外務省は、人的交流の拡充や、穏健主義の促進等に向けた連携の強化等により、暴力的過激主義対策を支援する。

(3) 二国間・多国間の枠組みを通じたテロ対策の強化

外務省を始めとする関係省庁は、二国間や多国間の枠組みを通じテロ対策を強化していく。